

多治見市都市計画審議会 議事録

平成28年2月18日(木)午後2時00分、多治見市役所本庁舎5階全員協議会室で開催し、本会議に付した議事は次のとおりである。

議 事

○諮問

- 第1号議案 多治見都市計画区域区分の変更について
- 第2号議案 多治見都市計画用途地域の変更について
- 第3号議案 多治見都市計画その他の都市計画の変更について
- 第4号議案 第2次多治見市都市計画マスタープランの改訂について
- 第5号議案 多治見都市計画下水道の変更について

○意見照会

- 第6号議案 岐阜県立多治見病院地区地区計画の計画提案について

本会議の出席者は次のとおりである。

学識経験者	松本 直司 (会長)	市議会議員	加藤 元司
〃	松浦 晃	〃	仙石 三喜男
市民委員	都築 朋子	〃	山口 真由美
		〃	加納 洋一

本会議に参考人として出席した者は次のとおりである。

多治見市 市長 古川 雅典

多治見市役所 下水道課

本会議の書記は次のとおりである。

多治見市役所 都市計画部 荻野 正道

多治見市役所 都市計画部 黒川 哲

多治見市役所 都市政策課 河地 孝彦

多治見市役所 都市政策課 福田 康仁

多治見市役所 都市政策課 山田 浩昭

多治見市役所 都市政策課 島津 和世

本会議の傍聴者 2名

<p>事務局 (河地課長)</p>	<p>それでは、皆様お揃いとなりましたので、ただいまから平成27年度第3回多治見市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>まず始めに、本日の審議会の開催要件について報告いたします。本日はお二人から欠席の連絡をいただいておりますが、多治見市都市計画審議会条例第6条で規定する出席要件は委員の2分の1以上となっておりますので、本審議会の開催要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、これより議事進行を会長に譲りたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>皆様こんにちは。多治見駅から歩きますと「ながせ商店街」の中の多くが駐車場になっており、このまま空き地になってしまわないかと少し心配になります。</p> <p>駅北地区は区画整理事業で整備されてきていますが、駅南地区は停滞しています。今後は再開発により駅南に大きな建物が建つと思いますが、その中では「ながせ商店街」についても考えていかなければなりません。「ながせ商店街」の歴史から見て守っていかなければならない部分もあるでしょうし、これから多治見らしい新しい空間を作り上げていくことも大切だろうと思いました。</p>
<p>市長</p>	<p>それでは、審議を始めるにあたりまして、古川市長からご挨拶をいただきますので、お願いします。</p> <p>皆様こんにちは。本日は5つの議題について諮問させていただきます。</p> <p>最後の意見照会については、東濃5市と可児、加茂をあわせた30万人の医療圏を支える県立多治見病院をさらにグレードアップしたいということで、中央棟建て替えのための容積率の緩和についてご意見をいただくものでございます。地元の市長としては、その方向性について賛成でございますが、委員の皆様にもしっかり意見をお伺いしたいと思っております。</p> <p>次に「ながせ商店街」について会長からお話がありましたが、駅の北側は今年の6月末に完成し、今後はいよいよ駅南の再開発に着手いたします。その中で「ながせ商店街」を含めたまちづくり、活性化について、地元の金融機関から提案をいただいております。行政だけでは難しいことが、金融機関の協力により、よりよい方向性が得られるのではないかと感じているところです。</p> <p>最後に、今回の審議会の議題にはございませんが、市民からもっとも要望が多いのが道路の渋滞問題です。東西は国道19号で流れていますが、南北はJR中央線や太多線、土岐川などで車の流れが分断され、渋滞が発生してしまいます。</p> <p>今までもいろいろと検討してきましたが、いくつもの道路を考えるよりも、大きな一つの道路で南北の通過交通の問題が解決できないかということで、現在、整備する道路の第一候補として「(仮称)平和太平線」を考えています。会長に許可をいただいて、審議会終了後に皆様以案のご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>この路線は、総工費に100億円ほど必要ですので、将来に向けて基金を積み立てていくための条例を3月議会に提案させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、今後のまちづくりに係る情報を早めに提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>市内は特に南北の渋滞がひどいものですから、道路についてのお話をいただけるのはとても楽しみです。</p> <p>なお、市長は次の公務のためここで退席されます。</p> <p><市長退席></p>
会長	<p>市長のお話しにもありましたが、ようやく多治見市も駅の南側の活性化に動き出したような気がします。今回情報提供をいただく道路がどのようなルートを通るかがわかりませんが、ぜひ審議会終了後にお話しを聞かせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、本日の審議会ですが、午後4時までを予定しておりますのでご協力をお願いします。</p> <p>始めに、多治見市都市計画審議会条例施行規則第7条に規定する議事録署名者の指名を行います。</p> <p>では、ここで前回の議事録について確認をいたします。</p> <p>発言いただいた委員の皆様には、先に内容の確認をしていただいておりますので、概要について事務局、説明をお願いします</p>
事務局 (河地課長)	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>第2回の議事録作成後、発言いただいた委員の皆様へ送付し、内容確認をお願いしましたところ、委員から修正のご連絡をいただきましたので、報告いたします。</p> <p>11 ページをご覧ください。ページなかほどの発言箇所「公共施設」となっていたところを、「高層階の建物」に修正させていただいております。</p> <p>その他には修正等ございませんでしたので、本日ご異議等ないようでしたら、この内容で確定したいと考えております。説明は以上です。</p>
会長	<p>それでは、議事録の内容について、修正等ございませんでしょうか。</p> <p><意見なし></p>
会長	<p>訂正等ないようですので、この内容で承認することといたします。</p> <p>それでは、前回の議事録署名委員、署名をお願いします。</p> <p>では、これより審議に入ります。第1号議案から第3号議案までは、一括説明ということですので、事務局をお願いします。</p>
事務局 (河地課長)	<p>それでは、第1号議案から第3号議案までをあわせて説明させていただきます。</p> <p>担当から説明いたしますので、お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、第1号議案から第3号議案について説明いたします。</p> <p><第1号議案から第3号議案まで、説明></p> <p>以上で説明を終わります。</p>

委員	市街化区域に編入するのは、山吹町のどの辺でしょうか。
事務局 (河地課長)	トヨタさんの研修センターのあるところですよ。この地域は、先に地区計画を定めて開発を行い、建物も建っていますが、現在は地域一帯が市街化調整区域となっておりますので、今回の見直しにあわせて市街化区域へ編入させていただくというものです。
会長	議題1と2についてですが、山吹地区については今回市街化区域に編入し、用途地域を「準工業地域」に定めるというものです。軽易変更については、事例にありますように「新しい道路ができたことや道路を拡幅したことで境界線が変わる」など理由が論理的ですし、特に意見も無いと思いますがいかがでしょうか。
会長	<p><議題1及び2 意見なし></p> <p>議題1、2をお認めいただくと自動的に議題3も認めることとなりますが、よろしいでしょうか。</p> <p><議題3 意見なし></p> <p>それでは、ご質問などありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	区域区分や用途地域は市のホームページで見ることができますが、図面を拡大するとぼやけてしまって細かい部分の確認ができません。今回は特に細かい修正が多くありますので、該当する箇所を確認したい場合は窓口で確認しないと難しいと思います。今はスマートフォンでも細かい地図を見ることができますが、インターネットで細かい部分を確認できるようにすることは、技術上、難しいのでしょうか。
事務局 (河地課長)	ホームページでは、閲覧しやすいよう解像度を落として掲載しています。用途地域の中でもわかりやすい場所はいいと思いますが、境界などの細かい部分については、正確を期す必要がありますので、窓口、あるいは電話でお答えさせていただいているところです。
委員	山吹テクノパークを市街化区域へ編入することによって、立地奨励金への影響はありませんか。また、固定資産税の課税については、当初の見込み通りに進んでいるということによろしいでしょうか。
事務局 (荻野部長)	奨励金は市街化区域でも市街化調整区域でも対象となりますので、今回編入することで対象から外れるということはありません。当時企業を誘致する際にも将来市街化区域に編入することを申し伝えており、特に問題はございません。固定資産税についても承知されています。
委員	市街化区域への編入場所で面積が大きいところは固定資産税が上がり、市街化調整区域になる場所は土地の価値がなくなってしまいます。所有者へしっかりと周知することが大切ですね。
事務局 (河地課長)	今回の変更場所は地形地物の変更に伴うものがほとんどです。公共用地部分がほとんどですが、中には民有地もありますので周知に努めていきたいと思っております。
委員	地区計画の変更について、どのように変わるかを具体的に教えていただけないでしょうか。
事務局	ベースの区域区分や用途地域の区域界が変更になりますので、その上にある地区計画の区域を同様に合わせるものです。変更はほとんどありません

(河地課長)	ので、お住まいのみなさんには、影響はありません。〈図面により説明、了解〉
会長	ほかにご質問がないようですので、この案で認めることといたします。
	次に、第4議案「第2次多治見市都市計画マスタープランの改訂」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは、第4号議案について説明いたします。
	〈第4号議案、説明〉
	以上で説明を終わります。
会長	前回から修正した箇所について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
	緑化施策については、どこかで具体的な記述をしているのでしょうか。
事務局	具体策については、今後、第7次総合計画の中で検討していくこととしていますので、具体的な記述はしておりません。
(河地課長)	
会長	住宅施策としては、積極的なPRをしていくということだと思います。特色ある募集の仕方をする事で、色々な方に来てもらえると思います。
	これも記述としての対応はないということでもよろしいですね。
事務局	前回の審議会でいただいたご意見を踏まえて、積極的なPRをしていくこととしています。記述の追加等はしておりません。
(河地課長)	
会長	「地域内交通」とは具体的にはどのようなものでしょうか。
事務局	残念ながら廃止になってしまった「根本おでかけバス」などが対象です。
(河地課長)	
会長	特別用途地域の指定について、内容を教えてください。
事務局	現在、住居系の用途地域では、本来、陶磁器工場などを建てることができないこととなっていますが、「特別用途地域」に指定することにより、陶磁
(河地課長)	器産業を保護する地域として認めています。
会長	まちをつくる時に、工場とまちを分けてしまうとまちの面白さがなくなってしまいます。例えば、市之倉を訪れる人が見たいと思っているのは「商店」や「工場」です。そういうものが全く住宅地にないのは、まちとして面白くないと思います。
	特徴のあるまちをつくっていく時には、従来の用途地域の規制だけでなく、安全性や健康性を保てるように特別用途地域も指定して進めていくとよいのではないのでしょうか。
委員	50ページの3行目の訂正と61ページの③の内容はいずれも県警が行うことですので、一方を修正するのであれば揃える必要があると思いますが。

事務局	<p>県警では市が新たな交通規制を県に求めるものと理解されたようです。田代地区ではすでにゾーン 30 が導入されていますので、今後カラー舗装をしていくなど、市の取り組みとあわせて生活道路の安全性を確保するという内容に修正したものです。</p> <p>「防止」と「抑制」についてですが、「防止」だと完全に除外してしまうことになってしまいます。通過交通を減らすことや速度を落とすことで安全性を確保したいということですので、規制自体が市の権限でないことに変わりはありませんが、表現の修正をお願いされたものです。</p> <p>なお、「県に権限があることを全く書いてはいけない」ということではございません。</p>
委員	43 ページの「居住環境」について、同じページの①についても修正するということがよろしいでしょうか。
事務局	同様に修正いたします。
委員	<p>61 ページについて、事業が休止している路線から継続している路線に変更することですが、そうすると滝呂バイパスについてはまだ計画が生きているということよろしいでしょうか。また、多治見下石線については、どのように議論されたのか、お伺いしたいと思います。</p> <p>次に 28 ページの記述について、まちなかだけに高齢者を誘導するような施策が本当に多治見市に合っているのか、駅北や駅南だけでなく郊外の住宅団地にも花を咲かせいくようなまちづくりをしていく議論も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局 (河地課長)	<p>滝呂バイパスについては、事業自体が進展しておりませんし整備時期も未定ではございますが、今後整備されていくだろうということで記述を残しています。多治見下石線の整備については、現在岐阜県に要望しているところですが、なかなか事業化は難しいということですので詳しい記載は避けております。</p> <p>次に 28 ページですが、表現は総合計画の将来構想に合わせておりまして、大きな方向性としてはこのように進めていきますが、確かに委員がおっしゃるように多治見駅の中心には、高齢者の方だけではなく若い方も住んでいただかないと「まち」として成り立っていきません。「コンパクトシティー」で目指しているのは多治見駅への一極集中ではなく、それぞれの地域で生活圏を設け、その中で生活できる仕組みを長期的に作り上げていくことが必要であると考えています。またあわせて、それぞれの地域を公共交通でつなげることも、今後の必要事項だと思っています。</p>
会長	<p>確かにまちの中心部に高齢者、郊外に若者という考え方があまりにも前面に出すぎているようにもとれますので、もう少し和らげた方がよいかもしれませんね。その他、28 ページについてご意見はありませんか。</p> <p><意見なし></p>
委員	団地にお住まいの高齢者の方が、まちの中心部に移住できる資力や財力があるかという、ほんの一部の方しかいらないのではないのでしょうか。それよりも、今お住まいの地域が元気でありつづける事が重要であると思います。
会長	郊外団地では、学校などの施設がすでに整っていますので、それらの既存施設を有効活用した「住み替え」が必要となってくるのでしょうかね。
委員	総合計画には 2040 年に 10 万人を確保するとありますが、拠点ごとの人口もしっかりと確保していかないと、この数値を実現することは難しいと思

います。

委員 コンパクトシティの実現は非常に難しいと感じますが、都市計画マスタープランでは理念を掲げるにとどめて、具体的な施策については、それぞれの部門で総合的に行っていく事ではないでしょうか。はっきりとは記述せずに、方向性までの記述に留めた方がよいのではないのでしょうか。

委員 年をとると電車もあまり利用しなくなりますし、駅に近くなくても徒歩圏内で暮らしていける場所に高齢者の方がお住まいになることが多いのではないかと思います。例えば、高蔵寺駅や勝川駅の周辺には、電車を通勤で使っている若い方が多く住んでいます。

先ほど「それぞれのまちを集約化していく」という説明がありましたが、年齢の高い方と若い方が同じ比率で住んでいるまちの方が、将来的にも長く生き続けるのではないかと思います。そうなると記述と方向性に少し違いがあるようにも感じます。

会長 「人を誘導してバランスのとれたまちにしよう」ということだと思います。今は駅前に若者が多く、郊外団地に高齢者が多く住んでいますので、それを入れ替えてバランスを保とうという意図ではないのでしょうか。

事務局 表現は総合計画に合わせています。若者世代と高齢者世代のバランスを保ちたいという意図がございますので、そういった主旨で文言を修正させていただきます。最終的には、会長にご確認いただいてご判断いただくということをお願いしたいと思います。

<異議なし>

委員 新築の住宅が増えて、古い家が残っていく傾向があります。若い人が住めるような中古住宅の活用も考えたほうがよいのではないのでしょうか。外国では、何十年も前の住宅を自分たちで改修して長く住んでいこうという考えが根付いています。日本でもそうなると理想的だと思います。

会長 何十年も長く住める住宅を建てるようにできる施策があるといいですね。今ですと、平均で30年程度でしょうし。

事務局 この件については多治見市だけの問題ではないと思います。日本の風土かもしれませんが、リフォームして長く住むというよりは、新築志向が強いように思います。短期的には難しいですが、長期的にリフォーム志向へ転換していく必要があるのではないかと思います。

委員 地区ごとにコンパクト化を図ることは難しいと思います。不動産の流れからも、交通の便が良いところに施設が建ち、そこに人が集まってくるという傾向が多くみられます。公民館などの公共施設が修繕され、また使えるようになればよいのですが、なかなか難しいのではないのでしょうか。

委員 42ページの「施設管理計画」についてですが、公共施設は整理や統合だけではないと思いますので、文言の検討をしていただけないでしょうか。

事務局 公共施設の管理計画については現在原案を調整中です。内容を確認の上、表現にあわせた修正を行いたいと思います。

(河地課長)

会長 次に、第5号議案「多治見都市計画下水道の変更」について、事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、第5号議案について説明いたします。

(下水道課)

<第5号議案、説明>

	以上で説明を終わります。
会長	「整備された箇所を除外する」という内容について、具体的にはどのような場合でしょうか。
事務局 (下水道課)	例えば、開発された住宅団地では一定程度の緑地を設けることとなっていますが、それらの緑地等は将来的に住宅になることがなく、汚水も発生いたしませんので、そのような箇所を除外するというものです。
事務局(下水道課長)	将来的にわたって緑地として残していく地域で汚水が発生する恐れがない箇所を、現在の下水道区域から除外するというものです。
事務局 (荻野部長)	開発許可を受ける場合には、開発区域で下水道区域を設定します。緑地の部分は住宅地としての土地利用をしないことから、当初の下水道区域から除外するということです。
委員	新しい火葬場付近を下水道区域に追加するということですが、今年のオープンには間に合いますか。
事務局(下水道課長)	現在建設中の火葬場には合併浄化槽を整備しています。平成35年までの整備期間内で、下水道に切り替える予定です。
委員	姫地区の進捗状況について教えてください。
事務局(下水道課長)	姫駅の近くに第1ポンプ場、下切の付近に第2ポンプ場があります。第2ポンプ場は現在建設中で、今年度末に完成予定です。
委員	面積や件数についてはどうですか。
事務局(下水道課長)	全体で120ha、そのうち平成26年度末で約25.4haが整備済みで今後拡大していく予定です。
会長	現在の汚水処理はどのようになっていますか。
事務局(下水道課長)	現在は合併浄化槽や単独浄化槽、汲み取りによります。生活廃水が河川に流れている状態があります。姫地域は姫川から可児市へ流れていきますので、可児市の方からも、早く下水道を整備して良好な水質環境が保たれるようにとの要望を受けています。
会長	分水嶺はどのあたりにあるのでしょうか。
事務局(下水道課長)	牧峠で分かれており、土岐川方面は県病院横の池田処理場まで流れています。〈地図で説明〉 当初は平成37年までを整備期間としていましたが、地元の皆様からの強い要望もあって2年前倒しで行いたいということで、今回、都市計画決定の変更手続きを行っているところでございます。
会長	平成35年度で完成すると、整備率は100%になるのでしょうか。

事務局(下水道課長)	例えば、本管が近くにあっても土地の高低差の問題などでつなぐことができない箇所が市内で約90箇所、また、市街化区域内でも土地利用がされておらずに整備できていないところがあります。そのため、整備状況については「概成」という言葉でご説明しています。
委員	下水道の本管をつなぐためには負担金が必要かと思いますが、その負担金が出せない人はどうなりますか。 汲み取りをしている方が、管をつなぐのにお金を出すのは難しいのではないのでしょうか。市で補助制度などはありませんか。
事務局(下水道課長)	受益者負担金としては下水道建設費の約5%を負担いただきますが、道路から宅地に入った最初のマスまでは市が施工しています。 市街化区域では下水道が整備されれば当然のようにマスを設置してきましたが、姫地域では都市計画税が課税されていませんので、受益者負担金の他にマス1つにつき21万円の分担金をいただいています。宅地内の配管については補助制度などがありますが、浄化槽や汲み取りを使われている方の中には下水道へ切り替えをされない方もあります。努力目標ではありますが、3年以内には切り替えていただけるようお願いをしているところです。 全ての方に管をつなげていただけるかという、なかなか難しいところもありますが、合併浄化槽の方については、更新の時期に切り替えていただけるよう、お願いしています。
委員	負担金が21万円と説明がありましたが、旧笠原町の制度とは違いますか。
事務局(下水道課長)	先ほど説明させていただいた内容は、多治見市の制度です。旧笠原町では、受益者負担金が建物の用途などによって単位数を計算し、1単位あたり30万円となっています。現在、受益者負担金の制度が2つありますので、将来の課題として、制度の統一が必要だと考えています。
委員	笠原もまだ整備されていないところがありますので、忘れないようにお願いします。
事務局(下水道課長)	笠原では、接道や高低差の問題で管をつなげるのが難しい場所もありますが、富士地区は今年度で終了予定です。梅平団地は市之倉流域ということで、市之倉へ流すため、管路を敷設しているところです。 下水道事業は国の交付金で行っていますが、要望の8割程度しかいただけませんので、なかなか市の予定通りに進まないのが現状です。
会長	最後に、意見照会として、第6号議案「岐阜県立多治見病院地区地区計画の計画提案」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは、第6号議案について説明いたします。 <第6号議案、説明> 以上で説明を終わります。
委員	今回の事業は、現院長の悲願だと聞いています。この計画そのものが、この地域の医療体制の整備につながっていきますので、市としてもできるだけ県病院の意に沿った協力をする必要があると考えています。
会長	それでは委員の皆様、案については賛成ということでよろしいでしょうか。 <異議なし>

委員	駐車場が立体駐車場となっていますが、医師住宅や保育所などは、どこに移転する予定なのでしょうか。
事務局 (河地課長)	現在の医師住宅や保育所を取壊して駐車場を建てるということですが、移転先の詳細については聞いておりません。
会長	駐車場が3箇所に分かれています。できれば1箇所にまとめていただけたらいいですね。
委員	南側の建物はまだ新しいと思いますが、今回は全面的な改修なのでしょうか。
事務局 (河地課長)	今回は、外来や会計等がある正面の中央診療棟を建替えるものです。東病棟や中西病棟は現状のまま、東病棟は一部改修があると聞いています。
会長	入り口の道路の幅員が7mから9mになるとありますが、道路の入り口付近には民家がありますよね。
事務局 (河地課長)	入り口付近は個人地ですので、そこを含めて拡幅予定と聞いています。
委員	工事を進めていく中で、下水処理場への影響はありますか。
事務局 (河地課長)	建物の計画が決定した後に関係機関と協議を行い、業務に支障のない工事を行っていただくこととしています。
委員	県病院への災害時のアプローチについて、土岐川と大原川の結合点に橋を架ける話がありましたが、今回の計画にあわせて対応されるのでしょうか。
事務局 (河地課長)	平成23年9月の豪雨災害時、県病院は孤立状態になりました。それを踏まえて「浸水対策実行計画」を国、県、市で策定し、土岐川と大原川の合流部に緊急アクセス橋を架ける計画があります。整備等については現在関係機関と協議中です。緊急時以外は、人のみが通行できるものを考えています。
会長	これで予定議案は終了ですが、最後に南北をつなぐ道路について、情報提供をお願いしたいと思います。
事務局 (荻野部長)	冒頭、市長から提案がありましたので、ここで「(仮称) 平和太平洋線」について情報提供をさせていただきたいと思います。 <資料配布及び説明>
会長	この道路ができると、市内の渋滞がだいぶ解消できそうですね。接道は立体交差になるといいですね。
事務局 (荻野部長)	多治見インター入り口の交差点改良については県事業で行っていただくこととなりましたが、その次に多治見市としてどの都市計画道路を整備するかを考えていく中で、「(仮称) 平和太平洋線」を最優先にしていこうと現在動いているところです。
委員	資料の市役所本庁舎の位置について、修正をお願いします。
事務局 (河地課長)	ご指摘ありがとうございます。それでは、次回審議会の開催についてお知らせします。 次回は4月28日(木曜日)の午後2時から、本庁舎5階全員協議会室で開催いたしますのでご予約をお願いいたします。

会長

以上で本日の議題が全て終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

事務局

最後に都市計画部長より挨拶申し上げます。＜都市計画部長あいさつ＞

(河地課長)

事務局

以上を持ちまして、第3回多治見市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(河地課長)

(午後4時20分終了)